



経済産業省
中部経済産業局



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan



マルチ商法の罠

『ネットワークビジネスで人生変わる』ってホント？ウソ？



マッチングアプリでマッチしたと思ったら

カラオケ来れる？

ボウリング行こうよ！

パーティー来ない？

その後に事務所に連れて行かれて
化粧品販売のマルチの勧誘が始まった。
あの子はマルチの勧誘者。



給料以外の収入ができるよ。やばくない？

絶対にもうかるよ！みんなで誘うから大丈夫。

やる気になって契約したけど
友達誘ったら離れていった。

しつこく勧誘されて帰れない。
仕方ないから契約した。

お金なくてもカードを作ればいいよ！

気付いたら消費者金融で借金してた。
借金と商品ばかりが積み上がっていく。



社会人サークルみたいなものだよ！

仲間ができて楽しそうと思ったけど・・・。
仕事帰りに勧誘活動、休日は勧誘研修だ。
固い込まれて抜けられない。
私もマルチの勧誘者。

人生変わるよ！

人生詰んだ。



(*) 「マルチ商法」とは、商品・サービスを契約して、次は自分がその組織の勧誘者となって紹介料報酬等を得る商法で、「ネットワークビジネス (NWB)」、「マルチ・レベル・マーケティング (MLM)」とも呼ばれ、特定商取引法の「連鎖販売取引」とは必ずしも一致しません。

契約してしまっても諦めないで！▶▶裏面へ



巧妙な手口で若者に忍び寄る悪質商法

近年、マッチングアプリやSNSなどを通じた、若者をターゲットとしたマルチ商法等の勧誘についての相談が増えています。



トラブルに遭わないためのポイント

- 会った際に、別のイベントやビジネス等に誘われたら要注意！
- 『絶対にもうかる』、『楽に稼げる』、『親には内緒』は悪質商法の誘い文句！
- 借金を勧められたら要注意！
- 契約をしたくない場合には、はっきりと断りましょう！
- 高額な契約をする前に、一旦距離を置き、周りの人に相談を！

断り切れず契約してしまった場合も、諦めずにすぐご相談を！

- 特定商取引法に規定する連鎖販売取引の場合は、契約書面を受け取った日（最初の商品の引渡しの方が後である場合には、その日）から数えて20日以内は、クーリング・オフ（契約解除）が可能です。
- 契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。諦めずに消費生活センターなどに相談しましょう。
- クーリング・オフ通知の書き方

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

一人で悩まずに、すぐにご相談ください！
全国共通の電話番号
「消費者ホットライン 188 (いやや!)」

特定商取引法ガイド



経済産業省 中部経済産業局
消費者相談室
電話番号 052-951-2836
(平日10:00~16:00)